

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

| | |
|---|---|
| （宛先）京都府知事 | 令和 6年 7月 26日 |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区三田3丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館 | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本板硝子株式会社 代表執行役 細沼 宗浩 |

| 前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等 | 第一種特定製品の種類 | 前年度 | | | |
|-------------------------------------|---|--|-------|----------|----------|
| | | 年度当初の保有台数 | 整備台数 | 廃棄台数 | 年度末の保有台数 |
| | エアコンディショナー | 333 台 | 台 | 33 台 | 300 台 |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 494 台 | 1 台 | 27 台 | 467 台 |
| 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量 | 第一種特定製品の種類 | 代替フロン充填量 | | 代替フロン回収量 | |
| | エアコンディショナー | 0 | キログラム | 16.31 | キログラム |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 0.9 | キログラム | 67.71 | キログラム |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制 | 使用時 | <ul style="list-style-type: none"> ・府内の事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時、情報を更新するなど、適切に管理している。 ・自らが管理する第一種特定製品については、共有ドライブを用いて点検記録の保存を行い、関係従業員がいつでも閲覧できる仕組みを導入している。 | | | |
| | 廃棄時 | <ul style="list-style-type: none"> ・府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器の管理担当者が、廃棄担当職場へ依頼し、廃棄担当者は、府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に回収を依頼するルールにて運用している。 ・廃棄後も共有ドライブ内の廃棄フォルダにて、点検記録簿の保存を行い、閲覧できる仕組みを取っている。 | | | |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況 | 使用時 | <ul style="list-style-type: none"> ・共有ドライブに保存した、点検記録簿を確認するマクロを作成し、点検が未実施の機器を色分けできる様にしており、合わせてISO14001内部監査にて、未実施が無いか確認を実施している。 | | | |
| | 廃棄時 | <ul style="list-style-type: none"> ・充填回収業者から回付された破壊証明書を、機器管理職場に返却し、記録簿に記載を行い、事務局に破壊証明書を送付して一括保存を行う。 | | | |
| ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・制御盤クーラーの代替え時には、ノンフロン製品を設置してもらう様促す。 | | | | |
| 特記事項 | | | | | |

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。